

令和5年5月

伊那市議会臨時会議案書

令和5年5月16日

令和5年5月伊那市議会臨時会議案目次

議案第1号	専決処分の承認を求めることについて……………	3
議案第2号	専決処分の承認を求めることについて……………	6
議案第3号	専決処分の承認を求めることについて……………	16
議案第4号	専決処分の承認を求めることについて……………	18
議案第5号	専決処分の承認を求めることについて……………	20
議案第6号	教育委員会委員の任命について……………	22
議案第7号	財産（土地）の処分について……………	24
議案第8号	請負契約の締結について……………	26
議案第9号	令和5年度伊那市一般会計第1回補正予算について……………	27
議案第10号	令和5年度伊那市公有財産管理活用事業特別会計第1回補正予算に ついて……………	28
議案第11号	令和5年度伊那市自動車運送事業会計第1回補正予算について……………	29

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和5年5月16日提出

伊那市長 白鳥 孝

（提案理由）

令和5年4月1日付けの組織機構の改編に伴い、伊那市地域情報化審議会条例の一部を改正する条例を専決処分したものであります。

専 決 処 分 書

伊那市地域情報化審議会条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり専決処分する。

令和5年3月31日

伊那市長 白 鳥 孝

伊那市地域情報化審議会条例の一部を改正する条例

伊那市地域情報化審議会条例（平成 2 3 年伊那市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条中「企画部情報統計課」を「企画部」に改める。

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 5 年 5 月 16 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

（提案理由）

地方税法等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 1 号）の施行等に伴い、伊那市税条例等の一部を改正する条例を専決処分したものであります。

専 決 処 分 書

伊那市税条例等の一部を改正する条例を、別紙のとおり専決処分する。

令和5年3月31日

伊那市長 白 鳥 孝

伊那市税条例等の一部を改正する条例

(伊那市税条例の一部改正)

第 1 条 伊那市税条例（平成 18 年伊那市条例第 53 号）の一部を次のように改正する。

第 34 条の 9 第 2 項中「又は」の次に「当該控除することができなかつた金額のうち法第 314 条の 9 第 2 項後段に規定する還付をすべき金額により」を加え、「の同項の」を「の前項の」に、「若しくは市民税に充当し」を「、個人の市民税若しくは森林環境税を納付し、若しくは納入し」に、「に充当する」を「を納付し、若しくは納入する」に改める。

第 36 条の 3 の 2 第 5 項中「第 3 項」を「第 4 項」に改め、同項を同条第 6 項とし、同条第 4 項中「第 2 項」を「第 3 項」に改め、同項を同条第 5 項とし、同条第 3 項中「前 2 項」を「第 1 項及び前項」に改め、同項を同条第 4 項とし、同条第 2 項中「前項」を「第 1 項」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 前項又は法第 317 条の 3 の 2 第 1 項の規定による申告書を給与支払者を経由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該給与支払者を経由して提出した前項又は法第 317 条の 3 の 2 第 1 項の規定による申告書（その者が当該前年の中途において次項の規定による申告書を当該給与支払者を経由して提出した場合には、当該前年の最後に提出した同項の規定による申告書）に記載した事項と異動がないときは、給与所得者は、施行規則で定めるところにより、前項又は法第 317 条の 3 の 2 第 1 項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第 317 条の 3 の 2 第 1 項の規定による申告書を提出することができる。

第 38 条の見出し中「方法」を「方法等」に改め、同条第 1 項中「によって」を「により」に改め、同条に次の 1 項を加える。

3 森林環境税は、当該個人の市民税の均等割を賦課し、及び徴収する場合に併せて賦課し、及び徴収する。

第 41 条中「及び」を「、個人の」に、「の合算額」を「及び森林環境税額の合算額」に、「によって」を「により」に改める。

第 44 条第 1 項中「によって」を「により」に、「困難であると認められる者」

を「困難であると認められるもの」に、「においては」を「には」に改め、「及び均等割額」の次に「（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。次項及び第5項において同じ。）」を加え、同条第2項中「においては」を「には」に、「によって」を「により」に改め、同条第3項、第5項及び第6項中「によって」を「により」に改める。

第46条中「第5号の15様式」の次に「若しくは第5号の15の2様式」を加え、「によって」を「により」に改める。

第47条第1項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第2項中「通知によって」を「通知により」に、「第17条の2の規定によって」を「第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により」に、「に充当する」を「を納付し、又は納入することを委託したものとみなす」に改める。

第47条の2第1項中「によって徴収することが」を「により徴収することが」に、「である場合においては」を「である場合には」に改め、「及び均等割額」の次に「（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この条及び第47条の5において同じ。）」を加え、「によって徴収する場合においては」を「により徴収する場合には」に、「によって徴収する。」を「により徴収する。」に改め、同項第2号及び同条第2項中「によって」を「により」に改める。

第47条の6第1項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第2項中「方法によって」を「方法により」に、「第17条の2の規定によって」を「第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により」に、「に充当する」を「を納付し、又は納入することを委託したものとみなす」に改める。

第48条第1項及び第5項中「第22号の4様式」の次に「又は第22号の4の2様式」を加える。

第50条第1項中「第22号の4様式」の次に「又は第22号の4の2様式」を加え、同条第2項中「においては」を「には」に改める。

第82条第1号エ中「及び」を「、」に改め、「三輪のもの」の次に「及び道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第1条第1項第13号の6に規定する特定小型原動機付自転車」を加える。

第98条第1項及び第5項並びに第101条第1項中「第34号の2の5様式」の次に「又は第34号の2の5の2様式」を加える。

附則第8条第1項中「令和6年度」を「令和9年度」に改める。

附則第10条中「、第63条又は第64条」を「又は第63条」に、「、第63条若しくは第64条」を「若しくは第63条」に改める。

附則第10条の2第3項中「附則第15条第15項」を「附則第15条第14項」に改め、同条第4項中「附則第15条第26項第1号イ」を「附則第15条第25項第1号イ」に改め、同条第5項中「附則第15条第26項第1号ロ」を「附則第15条第25項第1号ロ」に改め、同条第6項中「附則第15条第26項第1号ハ」を「附則第15条第25項第1号ハ」に改め、同条第7項中「附則第15条第26項第1号ニ」を「附則第15条第25項第1号ニ」に改め、同条第8項中「附則第15条第26項第2号イ」を「附則第15条第25項第2号イ」に改め、同条第9項中「附則第15条第26項第2号ロ」を「附則第15条第25項第2号ロ」に改め、同条第10項中「附則第15条第26項第2号ハ」を「附則第15条第25項第2号ハ」に改め、同条第11項中「附則第15条第26項第3号イ」を「附則第15条第25項第3号イ」に改め、同条第12項中「附則第15条第26項第3号ロ」を「附則第15条第25項第3号ロ」に改め、同条第13項中「附則第15条第26項第3号ハ」を「附則第15条第25項第3号ハ」に改め、同条第14項中「附則第15条第29項」を「附則第15条第28項」に改め、同条第15項中「附則第15条第33項」を「附則第15条第32項」に改め、同条第16項中「附則第15条第34項」を「附則第15条第33項」に改め、同条第17項中「附則第15条第39項」を「附則第15条第38項」に改め、同条第18項中「附則第15条第43項」を「附則第15条第42項」に改め、同条第19項中「附則第15条第44項」を「附則第15条第43項」に改め、同条第21項を次のように改める。

21 法附則第15条の9の3第1項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の1とする。

附則第10条の3第12項を同条第13項とし、同条第11項中「附則第7条第13項」を「附則第7条第17項」に改め、同項を同条第12項とし、同条第10項の次に次の1項を加える。

11 法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定マンションに係る同項に規定する工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第16項各号に掲げる書類を添付して市長に

提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類及び床面積
- (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日
- (4) 当該工事が完了した年月日
- (5) 当該工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由

附則第15条の2を削る。

附則第15条の2の2第4項中「100分の10」を「100分の35」に改め、同条を附則第15条の2とする。

附則第15条の6第3項を削る。

附則第16条第1項中「第8項」を「第4項」に改め、同条第2項中「令和2年4月1日から令和3年3月31日まで」を「令和4年4月1日から令和8年3月31日まで」に、「令和3年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に改め、同条第3項から第6項までを削り、同条第7項中「附則第30条第7項」を「附則第30条第3項」に、「三輪以上のガソリン軽自動車」を「三輪以上の法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）」に改め、「、当該ガソリン軽自動車令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、「令和5年3月31日」を「令和8年3月31日」に、「令和5年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に、「第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句」を「同条第2号ア(イ)中「3,900円」とあるのは「2,000円」と、同号ア(ウ)a中「6,900円」とあるのは「3,500円」」に改め、同項を同条第3項とし、同条第8項中「附則第30条第8項」を「附則第30条第4項」に改め、「、当該ガソリン軽自動車令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、「令和5年3月31日」を「令和7年3月31日」に、「令和5年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に、「第4項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句」を「同条第2号ア(イ)中「3,900円」とあるのは「3,000円」と、同号ア(ウ)a中「6,900円」とあるのは「5,200円」」に改め、同項を同条第4項とする。

附則第16条の2第1項中「第8項」を「第4項」に改め、同条第3項中「100分の10」を「100分の35」に改める。

附則第17条の2第1項及び第2項中「令和5年度」を「令和8年度」に改める。

附則第24条中「。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。」を削る。

(伊那市都市計画税条例の一部改正)

第2条 伊那市都市計画税条例（平成18年伊那市条例第54号）の一部を次のように改正する。

附則第2項（見出しを含む。）中「附則第15条第15項」を「附則第15条第14項」に改める。

附則第3項（見出しを含む。）中「附則第15条第33項」を「附則第15条第32項」に改める。

附則第4項（見出しを含む。）中「附則第15条第34項」を「附則第15条第33項」に改める。

附則第5項（見出しを含む。）中「附則第15条第39項」を「附則第15条第38項」に改める。

附則第6項（見出しを含む。）中「附則第15条第44項」を「附則第15条第43項」に改める。

附則第15項中「第10項、第14項から第18項まで、第20項、第21項、第25項、第28項、第32項から第36項まで、第39項、第40項若しくは第44項」を「第9項、第13項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、第31項から第35項まで、第38項、第39項、第43項若しくは第46項」に改める。

(伊那市国民健康保険税条例の一部改正)

第3条 伊那市国民健康保険税条例（平成18年伊那市条例第55号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項ただし書中「20万円」を「22万円」に改める。

第23条第1項中「20万円」を「22万円」に改め、同項第2号中「28万5,000円」を「29万円」に改め、同項第3号中「52万円」を「53万5,000円」に改める。

第23条の2中「第24条の2」を「第24条の2第1項」に改める。

第24条の2第2項中「その他の特例対象被保険者等であることの実を証明する書類」を「又は雇用保険受給資格通知（同令第19条第3項に規定するものをいう。）」に改める。

附則第2項中「第23条第1項」を「第23条」に、「同項」を「同条第1項」に改める。

附則第3項、第4項、第6項から第9項まで、第12項及び第13項中「第23条第1項の」を「第23条の」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第82条第1号エの改正規定及び附則第4条第1項の規定（この条例による改正後の伊那市税条例（以下「新条例」という。）附則第16条の2第3項に係る部分を除く。） 令和5年7月1日

(2) 第34条の9第2項並びに第38条の見出し及び同条第1項の改正規定、同条に1項を加える改正規定並びに第41条、第44条、第47条、第47条の2及び第47条の6の改正規定並びに附則第15条の2の2の改正規定（同条第4項中「100分の10」を「100分の35」に改める部分に限る。）及び附則第16条の2第3項の改正規定並びに次条第1項並びに附則第4条第1項（新条例附則第16条の2第3項に係る部分に限る。）及び第3項の規定 令和6年1月1日

(3) 第36条の3の2の改正規定及び次条第2項の規定 令和7年1月1日
（市民税に関する経過措置）

第2条 前条第2号に掲げる規定による改正後の伊那市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和6年度分以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例第36条の3の2第2項の規定は、令和7年1月1日以後に支払を受けるべき伊那市税条例第36条の3の2第1項に規定する給与（以下この項において

「給与」という。)について提出する同条第1項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき給与について提出した同項の規定による申告書については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 次項に定めるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和5年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和4年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

- 2 令和3年4月1日から令和5年3月31日までの期間(以下この項において「適用期間」という。)内に地方税法等の一部を改正する法律(令和3年法律第7号)附則第1条第4号に掲げる規定による改正前の地方税法(昭和25年法律第226号)附則第64条に規定する中小事業者等(以下この項において「中小事業者等」という。)が取得(同条に規定する取得をいう。以下この項において同じ。)をした同条に規定する特例対象資産(以下この項において「特例対象資産」という。)(中小事業者等が、同条に規定するリース取引(以下この項において「リース取引」という。)に係る契約により特例対象資産を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同条に規定する先端設備等に該当する特例対象資産を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該特例対象資産を含む。)に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第4条 新条例第82条第1号エ及び附則第16条の2第3項の規定は、令和6年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和5年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

- 2 令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間に取得されたこの条例による改正前の伊那市税条例附則第15条の2及び第15条の6第3項に規定する三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。
- 3 新条例附則第15条の2第4項の規定は、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日以後に取得された三輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税の環境性能割について適用し、同日前に取得された三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。
- 4 新条例附則第16条の規定は、令和5年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和4年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

(都市計画税に関する経過措置)

第5条 次項に定めるものを除き、第2条の規定による改正後の伊那市都市計画税条例(以下「新都市計画税条例」という。)の規定は、令和5年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和4年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

- 2 この条例の施行の日から地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を

改正する法律（令和５年法律第１８号）附則第１条第２号に掲げる規定の施行の日の前日までの間における新都市計画税条例附則第１５項の規定の適用については、同項中「、第４３項若しくは第４６項」とあるのは、「若しくは第４３項」とする。

（国民健康保険税に関する経過措置）

第６条 第３条の規定による改正後の伊那市国民健康保険税条例の規定は、令和５年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和４年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 5 年 5 月 16 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

専 決 処 分 書

令和4年度伊那市一般会計第8回補正予算を、別冊のとおり専決処分する。

令和5年3月31日

伊那市長 白 鳥 孝

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 5 年 5 月 16 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

専 決 処 分 書

令和4年度伊那市国民健康保険特別会計第4回補正予算を、別冊のとおり専決処分する。

令和5年3月31日

伊那市長 白鳥 孝

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 5 年 5 月 16 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

専 決 処 分 書

令和4年度伊那市国民健康保険直営診療所特別会計第4回補正予算を、別冊のとおり専決処分する。

令和5年3月31日

伊那市長 白鳥 孝

教育委員会委員の任命について

下記の者を教育委員会の委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により、議会の同意を求めらる。

記

氏名	生年月日	住所	備考
黒河内 貴	昭和51年9月28日	長野県伊那市高遠町西高遠378番地	再任

令和5年5月16日提出

伊那市長 白鳥 孝

（提案理由）

黒河内貴委員が令和5年5月16日付けで任期満了となることに伴い、上記の者を教育委員会の委員に任命したいので、提案するものであります。

なお、委員の任期は4年、略歴は別紙のとおりであります。

略 歴

くろごうち たかし
黒河内 貴

昭和 5 1 年 9 月 2 8 日 生 (満 4 6 歳)

本 籍 長 野 県 伊 那 市 高 遠 町 西 高 遠 1 6 5 3 番 地 1

住 所 長 野 県 伊 那 市 高 遠 町 西 高 遠 3 7 8 番 地

政 党 無 所 属

最 終 学 歴

平成 1 3 年 9 月 ロンドン大学国際関係史修士課程卒業

職 歴

自	平成 1 3 年 1 1 月	株式会社仙醸
至	平成 1 7 年 8 月	
自	平成 1 7 年 9 月	株式会社仙醸常務取締役
至	平成 2 0 年 1 1 月	
自	平成 2 0 年 1 2 月	株式会社仙醸代表取締役社長
至	現 在	

公 職 歴

自	平成 2 2 年 7 月	高遠町地域協議会委員
至	平成 2 5 年 6 月	
自	平成 2 6 年 4 月	伊那市消防団高遠分団第三部長
至	平成 2 7 年 3 月	
自	令和 元 年 5 月	伊那市教育委員会委員
至	現 在	

財産（土地）の処分について

下記のとおり財産（土地）を売却することについて、伊那市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成18年伊那市条例第47号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 地 番 伊那市西箕輪2148番212 ほか6筆
（別記のとおり）
- 2 地 目 公衆用道路及び畑
（別記のとおり）
- 3 地 積 11,991.96平方メートル
（別記のとおり）
- 4 売却価格 146,301,912円（1平方メートル当たり12,200円）
- 5 相手方 長野県上伊那郡辰野町大字伊那富2582番地
米玉堂食品株式会社
代表取締役 杉本 徳治

令和5年5月16日提出

伊那市長 白 鳥 孝

（提案理由）

伊那インター工業団地産業用地の一部を売却するため、提案するものであります。

(別記)

処分する財産（土地）の一覧

地番	地目	地積(m ²)
伊那市西箕輪2148番212	公衆用道路	683.47
伊那市西箕輪2148番220	畑	923.51
伊那市西箕輪2148番221	畑	856.48
伊那市西箕輪2148番222	畑	1,473.02
伊那市西箕輪2148番223	畑	3,792.76
伊那市西箕輪2148番224	畑	4,117.00
伊那市西箕輪2148番838	畑	145.72
合計	7筆	11,991.96

請負契約の締結について

長谷総合支所建設建築工事について、下記のとおり請負契約を締結するため、伊那市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 18 年伊那市条例第 47 号）第 2 条の規定により、議会の議決を求める。

記

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 契約の目的 | 長谷総合支所建設建築工事 |
| 2 | 契約の方法 | 一般競争入札による契約 |
| 3 | 契約金額 | 330,000,000円
(内消費税 30,000,000円) |
| 4 | 契約の相手方 | 伊那市上牧6474番地
宮下建設株式会社
代表取締役 宮下 金俊 |

令和 5 年 5 月 1 6 日 提出

伊那市長 白 鳥 孝

(提案理由)

長谷総合支所建設工事のうち、建築工事の請負契約を締結するため、提案するものであります。

令和5年度伊那市一般会計第1回補正予算について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定により、令和5年度伊那市一般会計第1回補正予算を、別冊のとおり提出する。

令和5年5月16日提出

伊那市長 白鳥 孝

令和 5 年度伊那市公有財産管理活用事業特別会計第 1 回補正予算について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 218 条第 1 項の規定により、令和 5 年度伊那市公有財産管理活用事業特別会計第 1 回補正予算を、別冊のとおり提出する。

令和 5 年 5 月 16 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

令和 5 年度伊那市自動車運送事業会計第 1 回補正予算について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 1 8 条第 1 項の規定により、令和 5 年度伊那市自動車運送事業会計第 1 回補正予算を、別冊のとおり提出する。

令和 5 年 5 月 1 6 日提出

伊那市長 白 鳥 孝